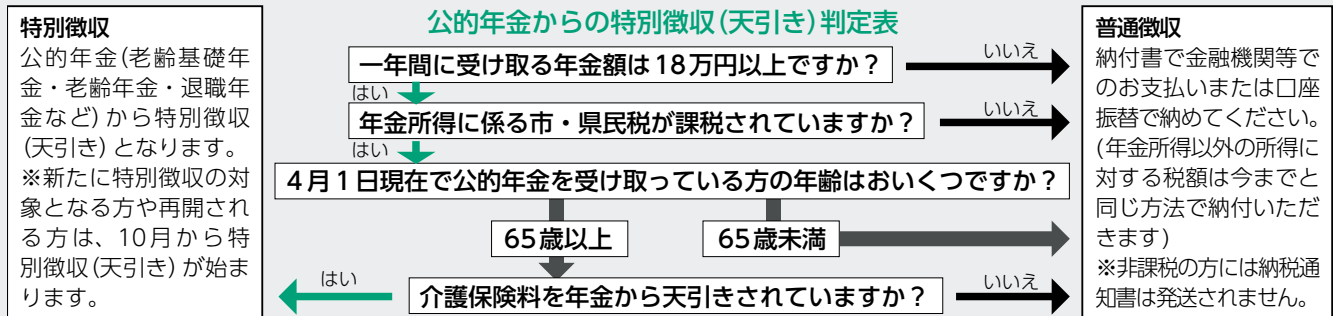


市・県民税の公的年金からの特別徴収(天引き)のお知らせ

問/課税課 ☎463-2852・3

一定額以上の公的年金を受給されている65歳以上の方で、市・県民税の納税義務のある方は、市・県民税が公的年金から特別徴収(天引き)されることとなります。この制度は公的年金受給者の納税の利便性を図るため、平成21年10月から開始されました。

なお、この制度は納税方法を変更するものであり、**新たな税負担が生じるものではありません。**



対象となる方／次の①～⑤のすべてに該当する方

- ①年金所得に係る市・県民税が課税されていること
- ②前年中に公的年金の支給を受けていること
- ③老齢基礎年金等の支給額が年18万円以上であること
- ④当該年度の4月1日現在で65歳以上であること
- ⑤朝霞市介護保険料が年金から特別徴収されていること

対象となる年金／老齢基礎年金または老齢年金、退職年金

※障害年金および遺族年金などの非課税の年金からは特別徴収されません。

※対象となる年金が複数ある場合には、介護保険料が特別徴収される年金と同じ年金が対象となります。

対象となる税金／国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金などを含む全ての公的年金所得に係る所得割額および均等割額です。公的年金以外の所得に対する税額がある場合、その税額については、従来どおり納付書や口座振替または給与からの特別徴収により納めてください。

特別徴収の時期

- ・**今年度から新たに特別徴収の対象となる方や特別徴収が再開される方は**、年税額の2分の1相当の税額を納付書または口座振替(普通徴収1期、2期)により納付していただき、残りの2分の1相当の税額を10月・12月・2月の3回に分けて特別徴収します。
- ・**前年度から継続して特別徴収の方は**、2月の特別徴収額と同額を、4月・6月・8月の3回で平成28年度課税分として仮徴収します。10月に平成28年度課税額における公的年金所得に係る特別徴収額の年税額を確定し、仮徴収額を差し引いた額を10月・12月・2月の3回に分けて特別徴収します。
- ・**翌年度分仮徴収制度** 徴収額の平準化を図るため、平成29年4月から仮徴収額の算出方法が変更されます。1回あたりの仮徴収額が「2月の特別徴収額と同額」から「前年度の公的年金所得に係る年税額の6分の1相当額」になります。平成29年4月から8月までの3回で、平成28年度の公的年金所得に係る年税額の6分の1相当額を平成29年度課税分として仮徴収します。

年金支給月(特別徴収月)	1回あたりの徴収額	
	仮徴収(4月・6月・8月)	本徴収(10月・12月・2月)
現行(平成28年8月まで)	前年度分の本徴収額×1/3 (2月と同じ額)	(当年度の年税額－仮徴収額)×1/3
改正後(平成28年10月以降) 平成29年度仮徴収から該当	前年度分の年税額×1/2×1/3 (前年度の年税額の6分の1相当額)	(当年度の年税額－仮徴収額)×1/3

※ご不明な点については、お問い合わせください。

納税通知書を発送します

平成28年度市民税・県民税の普通徴収納税通知書を6月上旬に発送します。内容を確認のうえ、納付書または口座振替により納期限内に納付してください。通知書が届かない場合は、お問い合わせください。

税金の納付は口座振替やコンビニ納付が便利です

口座振替は、指定された口座から自動的に納税ができる便利で確実な制度です。また、バーコード付の納付書は納付書発行日から1年間、お近くのコンビニエンスストアでも納付ができます。

期限内に納められない人は納税相談をご利用ください

病气や災害等の事情により納付が困難な方は、収納課にご相談ください。分割での納税の相談等もできます。また、一定の条件を満たす方は、申請により税が減額もしくは免除される場合がありますので、詳しくは課税課にご相談ください。

○休日納税相談

毎月第1・3日曜日に実施。5～7月は第4日曜日も実施

時間/午前8時30分～正午

会場/収納課

問/納税通知書に関する事 課税課 ☎463-2852～3

税金の納付に関する事 収納課 ☎463-2023・2040